

## 倫理委員会細則

### (設置)

第1条 一般社団法人宮城県測量設計業協会(以下、「当協会」という。)の倫理要綱、定款、規則、規程、その他の定め(以下、「倫理要綱等」という。)を逸脱し、直接・間接を問わず、自己または、他の構成員もしくは、会員及び本会の名誉または、信用を傷つけた案件について審議するため、理事会において必要とされたとき、会長は、非常置委員会として倫理委員会を設置することができる。

### (審議事項)

第2条 倫理委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 理事会から諮問された倫理要綱等に反する案件の処分内容に関すること。
- (2) その他、倫理委員会が必要と認める事項に関すること。

### (組織)

第3条 倫理委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 副会長
- (2) 理事
- (3) その他、次条に規定する委員長が必要と認めた者

### (委員長および副委員長)

第4条 倫理委員会に委員長及び副委員長を置く。委員長及び副委員長は、前条第1号の副会長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を開催し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を代行する。

### (委員会)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員会は、インターネット上での開催あるいは、文書又は電磁的記録による意見交換等も含む。
- 3 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

### (審議、答申、通告)

第6条 委員会は、理事会から諮問された案件を議事として、その事実関係を調査・聴聞等のうえ、すみやかに審議する。

- 2 審議の透明性及び公平性確保のため、委員長が必要と認めた場合に限り、関係者の基本的人権を損なわない範囲において、会員に対し審議内容を通知することができる。

- 3 倫理要綱等に反すると決議された場合、次を参考に処分(案)を決定する。
  - (1) 除名処分(一般社団法人宮城県測量設計業協会定款第9条に従う)
  - (2) 会員資格の喪失(一般社団法人宮城県測量設計業協会定款第10条に従う)
  - (3) 退会勧告
  - (4) 会員活動の停止
  - (5) 訓告
  - (6) 嚴重注意
  - (7) その他
- 4 委員長は、処分(案)を事実関係及び審議内容とともに理事会に報告、答申し、理事会は答申の内容について審議する。
- 5 答申に対して疑義等が生じた場合、再度委員会に諮問する。疑義等が生じない場合、異議・不服申し立ての期間を2週間と定め、次の事項を記載した書面を持って決定した処分(案)を対象者に通告する。
  - (1) 審議対象者
  - (2) 処分(案)の内容(処分を不相当とする場合はその旨)
  - (3) 処分(案)の対象となる違反行為
  - (4) 処分(案)の手続きの経過
  - (5) 処分(案)の理由
  - (6) 処分(案)の年月日
  - (7) 処分(案)に不服がある場合、審議対象者は当協会に対し理事会の決定した処分(案)に関して、異議、不服申し立てを行うことができる旨、及びその申し立て期間。
  - (8) 除名処分の場合には、臨時総会において弁明の機会を設ける旨、及び臨時総会の日時等の必要事項。

なお、処分(案)を通告した場合、会員に対して理事会の審議結果を通知するが、この通知において関係者の基本的人権は擁護されなければならない。
- 6 対象者から不服申し立てがある場合には、会長が指名する理事三名の合議により不服申請を審議するものとする。三理事の審議の結果、再審議が必要と判断した場合には、会長が倫理委員会に再審議を指示する。再審議が不要と判断した場合、異議・不服申し立て期間を2週間と定めて不服申請審議結果を対象者へ通告する。
- 7 倫理委員会細則に基づく手続きの流れを、別紙1に示す。

(処分確定と解散)

- 第7条 通告から2週ンを過ぎても対象者から異議・不服申し立てがない場合、処分は確定される。
- 2 会長は、処分が確定した時点で委員会を解散する。

(細則の変更)

第8条 この細則を改定するには、理事会の承認を得なければならない。

(付則)

この細則は、平成26年6月17日から施行する。

この細則の改定は、平成28年6月16日から施行する。

この細則の改訂は、平成30年7月11日から施行する。

## 倫理委員会運用規程

### (目的)

第1条 この倫理委員会運用規程(以下、「本規程」という。)は、一般社団法人宮城県測量設計業協会(以下、「当協会」という。)が別に定める倫理要綱に照らし、理事会において倫理委員会の設置が決定され、理事会が認めた審議事項について倫理委員会が処分内容を決定する際の運用を定めることを目的とする。

### (適用範囲)

第2条 本規程の適用範囲は、倫理委員会細則第6条第3項とする。

### (運用の原則)

第3条 当協会は、審議案件の対象者に対し、中立、かつ公平でなければならない。

### (処分の審議)

第4条 倫理委員会は、中立、かつ公平に審議案件を審議し、理事会に答申しなければならない。

### (処分の種類及び内容)

第5条 倫理要綱に反すると決議された場合、倫理委員会はその内容を勘案して次を参考に処分(案)を決定する。なお、処分(案)の決定に当たっては、弁護士等への相談を行うことができるものとする。

#### 2 除名処分

- (1) 当協会の会員資格を奪うことをいう。
- (2) 除名された会員は、当協会の会員に復帰することができない。

#### 3 会員資格の喪失

- (1) 当協会の会員としての権利を失うことをいう(当協会定款第11条参照。)

#### 4 退会勧告

- (1) 当協会からの退会を促すことをいう。
- (2) 退会勧告を受け退会した会員は、一定期間当協会の会員に復帰することができない。
- (3) 退会勧告を受け退会した会員は、当協会の会員復帰後、一定期間当協会の理事に就任することができない。
- (4) 退会勧告を受け退会した会員は、当協会の会員復帰後、一定期間当協会の委員会の委員長及び副委員長に就任することができない。

#### 5 会員活動の停止

- (1) 当協会の会員としての活動を一定期間停止することをいう。

#### 6 訓告

- (1) 口頭又は文書で注意をすることをいう。
- (2) 国家公務員法 82 条が定めている懲戒処分(免職、停職、減給、戒告)とは異なり、法律上の処罰とならない比較的軽い実務上の処分の1つである。

#### 7 嚴重注意

- (1) 厳しい態度でとがめ注意することをいう。

#### 8 その他

- (1) 本条第2項から第7項に該当しないその他の処分であって、社会通念上とられ得る処分。

#### (処分の基準)

第6条 倫理委員会が処分(案)を審議する場合においては、次に掲げる事項を総合的に考慮の上、別表1に掲げる処分の基準を参考にして中立、かつ公平に判断するものとする。

- (1) 非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 故意又は過失の度合
- (3) 非違行為を行った者の職責及び当該職責と非違行為との関係
- (4) 当協会、他の会員及び社会に与える影響
- (5) 過去における非違行為の有無
- (6) 日常の対応及び非違行為後の対応

#### (処分の加重及び軽減)

第7条 前条の規定により処分を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、別表1に掲げる基準よりも重い処分を行うことができる。

- (1) 非違行為の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は非違行為の結果が極めて重大であるとき。
- (2) 非違行為を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき。
- (3) 非違行為の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき。
- (4) 過去に類似の非違行為を行ったことを理由として処分を受けたことがあるとき。
- (5) 処分の対象となり得る複数の異なる非違行為を行っていたとき。

2 前条の規定により処分を行う場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、別表1に掲げる基準よりも軽い処分を行うことができる。

- (1) 自らの非違行為が発覚する前に当協会に自主的に申し出たとき。
- (2) 非違行為を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるとき。

#### (別表に掲げられていない行為の取扱い)

第8条 行った行為が別表1に掲げられていない非違行為については、同表の処分の基準に準じて当該行為に対する処分を決定するものとする。

(他の処分等との関係)

- 第9条 当該処分の対象となる違反行為等について、当該会員が当協会以外の処分を受けたとき、又は受けようとするときであっても、当協会は同一の違反行為について、審議対象者を処分することができる。
- 2 本規程による処分は、当該審査対象者が同一又は関連の違反行為に関し、重ねて当協会以外の処分を受けることを防げない。

(本規程の変更)

- 第10条 本規程を改定するときは、理事会の承認を得なければならない。

(付則)

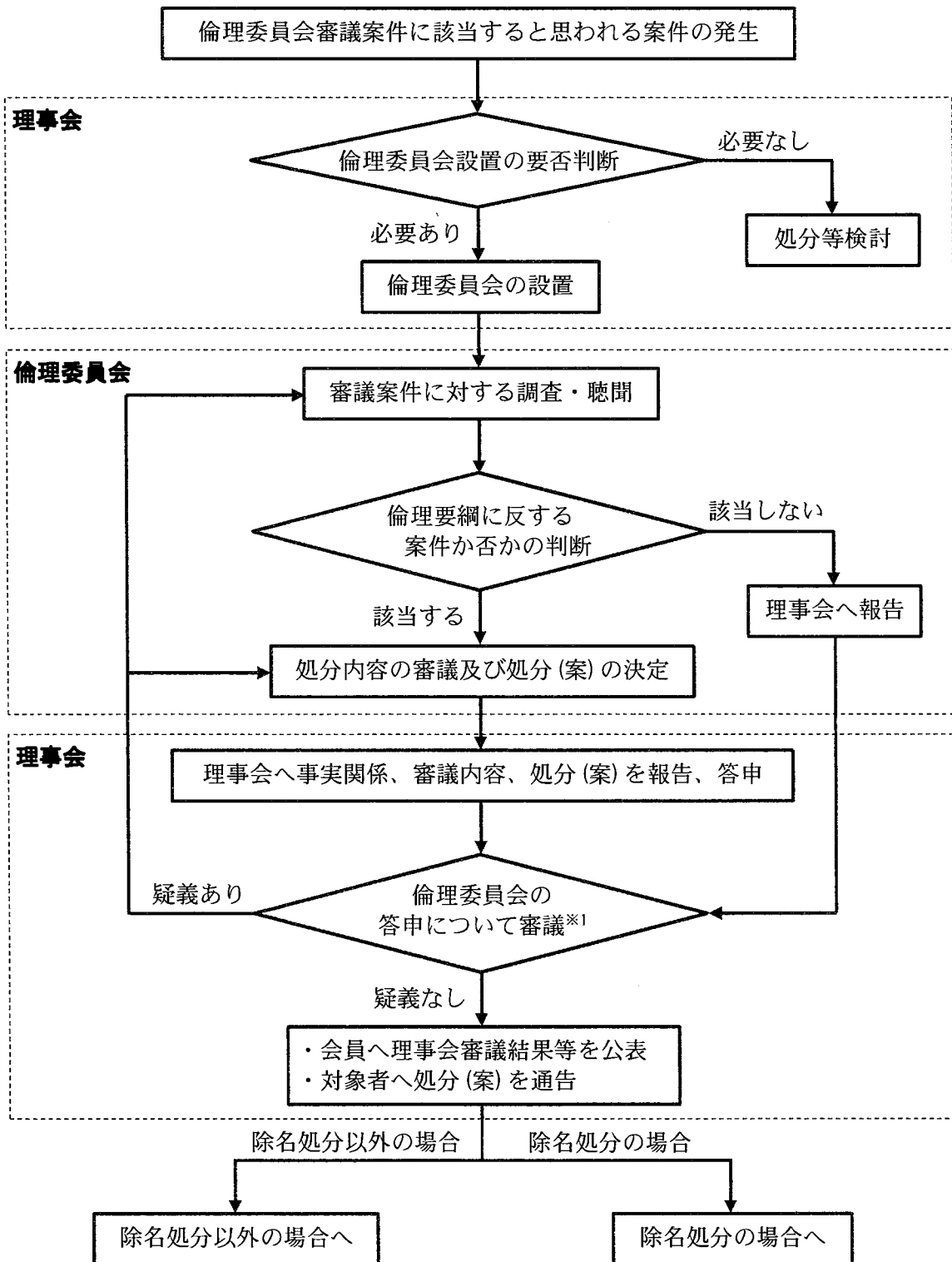
- 本規程は、平成30年7月11日から施行する。

### 別表 1. 処分基準

この表は、倫理委員会が処分を審議する際に参考とする基準である。なお、処分の決定に当たっては、弁護士等への相談を行うことができるものとする。

対象項目	対象根拠	処分基準
1 一般社団法人宮城県測量設計業協会(以下、「当協会」という。)の定款、その他の規則に違反したとき。	定款第9条	除名 (定款第9条)
2 当協会の名誉をき損し又は目的に反する行為をしたとき。	定款第9条	除名 (定款第9条)
3 会員が会費を1年以上納入しないとき	定款第10条	会員資格の喪失 (定款第10条)
4 下記、倫理要綱に反する行為 1 品位の向上 2 技術の權威の保持 3 公正の維持 4 秘密の保持 5 不当競争の禁止 6 相互協力 7 法令等の遵守、名誉保持の義務	倫理要綱	違反行為の内容に応じて審議
5 行政処分等があった場合		行政処分等の内容を参考に審議

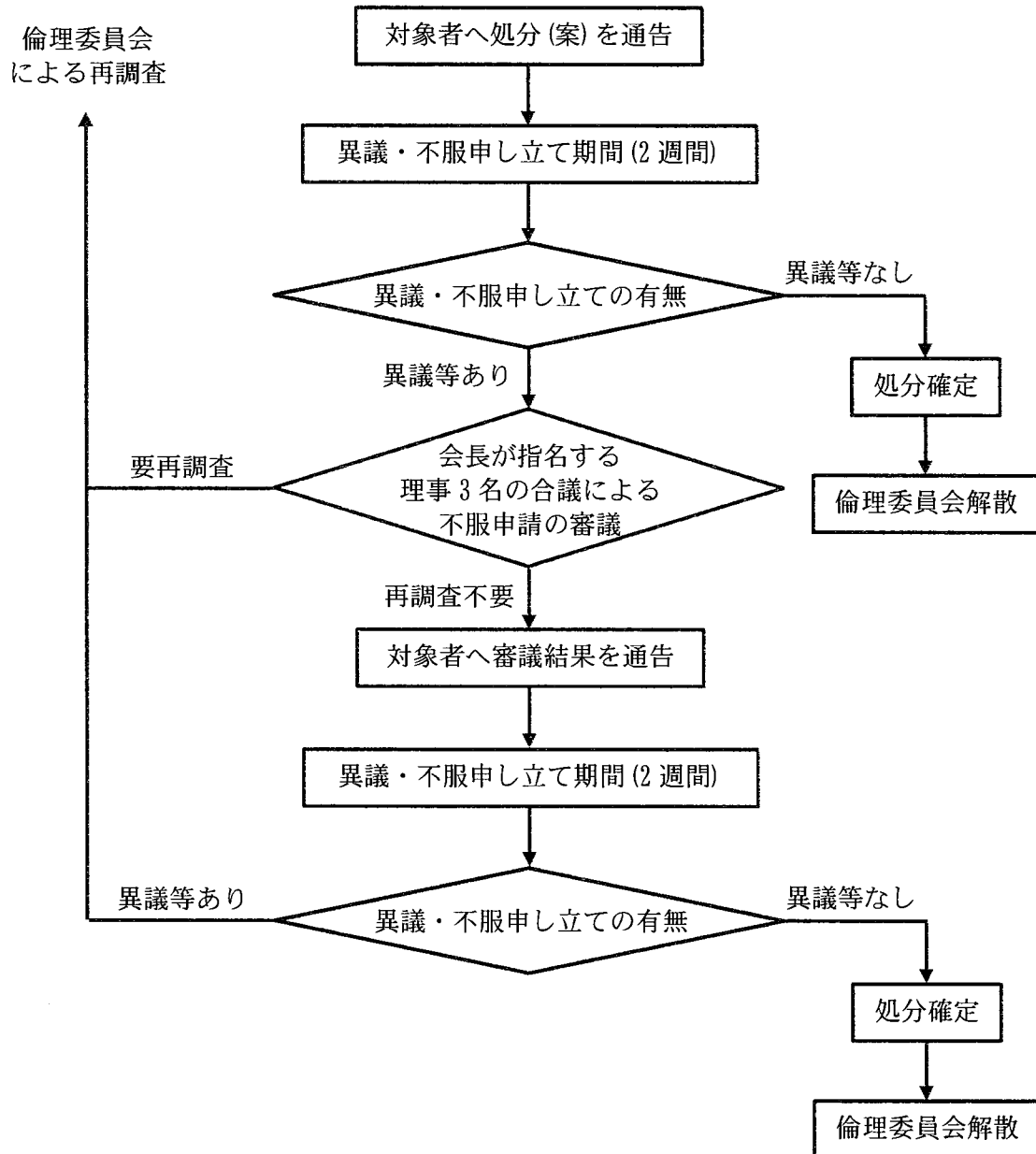
別紙1. 定款及び倫理委員会細則に基づく手続きの流れ



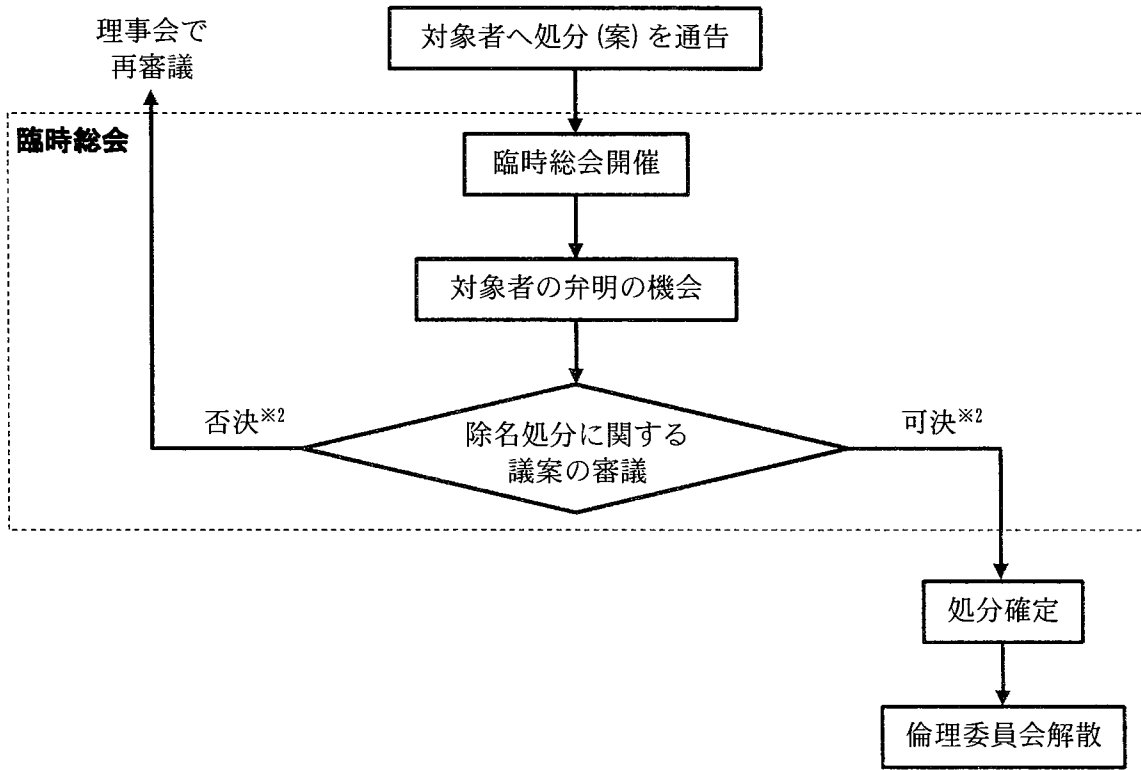
※1. 除名処分の場合は、臨時総会の開催を決議する(少なくとも7日前までに正会員への通知が必要(定款第15条))。



定款及び倫理委員会細則に基づく手続きの流れ  
(除名処分以外の場合)



定款及び倫理委員会細則に基づく手続きの流れ(案)  
(除名処分の場合)



※2. この場合の決議は、総会員数の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う(定款第18条)。